2020年9月18日

放送番組のインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化について 映画製作者の基本的な考え方

一般社団法人日本映画製作者連盟

- 1. 集中管理・放送事業者との契約の実態
- A. 放送事業者との契約の実態

映画(本篇・部分使用))の許諾に関しては、「放送」と「配信」ではビジネスモデルが異なるため、別途追加の使用料が発生する。

- B. 放送を許諾しつつ、同時配信等を許諾しない理由
 - ・使用料に関して双方の合意が得られなかった場合
 - ・オンラインにおける権利侵害防止対策の一環として (個社単位の経営判断)
- 2. 放送事業者からの要望事項に対する意見
- A. 資料4-1の1
 - ②「借用素材の権利処理の円滑化」

先述した通り、「放送」と「配信」は異なるビジネスモデルであり、別途 追加の使用料が発生する。

「放送」に加えて「同時配信等」を追加する場合は、事前に意思表示していただいた上で使用料の算定を行っているため実務は映画製作者が一括で行っている。

⑧全体的な権利処理の作業負荷の軽減

上記の通り「本篇」「部分使用」とも事前に一括で対応できるよう配慮している。

○対象となるサービスの範囲

・同時配信、追っかけ配信、見逃し配信 それぞれ異なったサービスであり、サービスごとの許諾が必要と考える。「同 時配信等」に関してはまずは、「同時配信」に絞って考えることが望ましい。

•配信形態

ストリーミング形式に限定を望む。ダウンロード形式に関してはそのようなサービスが開始された場合に、別途の許諾によって行われるものと考える。

- ・同時配信等に係る対価徴収 有料サービスが行われる場合は、当然のことながら権利許諾報酬に反映され るビジネスモデルとして捉えたいと考える。
- ○現行権利制限規定の見直しに関して、個々の規定ごとの取り扱いについて は、特に意見はない。
- ○裁定制度に関しては、「補償金供託免除の対象拡大」も「相当な努力の要件 緩和」も望ましいと考える。